

令和7年度

「いじめ」防止基本方針

安来市立安田小学校

<目次>

- 1 「いじめ」の考え方
 - (1)主ないじめの行為
 - (2)いじめ問題に関する基本的認識
 - (3)いじめ対策の基本的な在り方
 - (4)いじめの重大事態
 - (5)いじめの衝動を発生させる原因
- 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方
 - (1)いじめに関する生徒指導の4層構造
 - (2)いじめの未然防止
 - (3)いじめの早期発見
 - (4)いじめへの対応の原則の共通理解
 - (5)重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際
 - (6)関係機関等との連携体制
- 3 問題行動報告
- 4 安田小いじめ防止のための取組年間計画
- 5 【未然防止・早期発見】 いじめの防止・発見
- 6 【いじめ対応】 いじめが起こったら
- 7 【いじめ対応】 レベル②③の対応
- 8 【いじめ対応】 レベル④⑤(重大ないじめ事案)の対応

1 「いじめ」の考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることで、そこで、学校、教育委員会、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならないと考えます。

いじめ問題への取組にあたっては、管理職のリーダーシップのもと、いじめの防止等に関する組織(以下「学校いじめ対策組織」という)を中心として、学校全体で取組を進めます。とりわけ、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められていると受け止めています。

いじめ防止対策推進法より

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織をおくものとする。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

(1)主ないじめの行為

- ① 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等(インターネット等の情報機器端末を通じて行われるもの)で、誹 謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

いずれも、人の尊厳を著しくおかす行為であり、断じて許されない行為である。また、いじめに対しての報復的な行為は、正当化されるものではない。

(2)いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

(3)いじめ対応の基本的な在り方

- ① けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ② いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ③ いじめが解消している状態とは、
 - 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安) 継続している
 - 被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という二つの要件が満たされていることを指す。
- ④ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことがないよう教職員間での情報共有を徹底する。
- ⑤ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

(4)いじめの重大事態(法第28条第1項第1号・同第2号)

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(5)いじめの衝動を発生させる原因

- ① 心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団等において、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情 など

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1)いじめに関する生徒指導の4層の支援構造

全ての児童生徒を対象に、未然防止(①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育)、早期発見・早期対応(③課題早期発見対応、場合に依りて④困難課題対応的生徒指導)を行い、いじめの抑止、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。

- ① 発達支持的生徒指導・・・人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける。

・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。

・児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

学力以外にも様々な観点から、自分のやろうとすることが認められ、応援

してもらっていると感じる居場所をつくる。

- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感する機会を用意する。

- ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることのできる体制を学校の中に築く。

- ② 課題未然防止教育・・・道徳科や学級活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。
- ③ 課題早期発見対応・・・日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。
- ④ 困難課題対応的生徒指導・・・継続的な指導・援助が必要な場合は、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。

保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを旨とする。

(2)いじめの未然防止

全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、徒指導はもとより各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う。

① いじめる心理から考える未然防止教育の取組

- ・ 行動レベルで「いじめはしない」という感覚を身に付けるように働きかける。
- ・ いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、実践的な取組を充実させる。
- ・ 自分の感情を適切に表現したり、自己理解や他者理解を促進したりするいじめ防止の取組を行う。

② いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

- ・ 「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるようにする。
- ・ いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、日常の安全確保に努める。
- ・ 学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。

(3)いじめの早期発見

① いじめに気付くための組織的な取組

- ・ 児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する。
- ・ SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなどは、アンケート調査、本人からの訴え、当該保護者からの訴え、級友等からの報告により発見する。
- ・ アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック(人を変えて、複数人で再確認する。)を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応する。

- ・ 児童生徒に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動を行う。
- ・ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げる。

(4)いじめへの対応の原則の共通理解

- ① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
 - ・ 被害者保護を最優先し、二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐ。
- ② 被害者のニーズの確認
 - ・ 危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
 - ・ 加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指す。
 - ・ 加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止める。
 - ・ 加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助を行う。
- ④ いじめの解消
 - ・ 共通理解と継続的な確認を行う。(卒業まで)

(5)重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していく。

場合によっては、できるだけ早い段階からSCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

(6)関係機関等との連携体制

- ① 関係者の連携・協働によるいじめ対応
 - 学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながる。いじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処する。
- ② 保護者・地域の人々との連携
 - 保護者との連携
 - 加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導する。
 - 地域の人々との連携
 - PTAや地域の関係団体と学校関係者が協議し地域ぐるみの取組を推進する。

3 問題行動報告

- (1)文科省・・・問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- (2)県教委・・・(別紙様式1)問題行動報告書Ⅰ、
(別紙様式4)暴力行為の具体的な態様について
- (3)市教委・・・(市様式1)問題行動調査、(市様式4)毎月傷つき寄り添い・成長支援

4 安田小いじめ防止のための取組年間計画

月	いじめ防止	未然防止の取組		早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4	○「学校いじめ防止基本方針」の確認	○学級びらき ○1年生となかよくなる会	各学級《わかる楽しい授業づくり、授業を通じた学習集団づくり、道徳教育・人権道徳教育・人権同和教育の充実	○地区児童会 ○身体測定		
5		○全校遠足 ○安来市小学校陸上大会			○授業公開・PTA総会・学級懇談 ○1年生個人面談 ○親子運動会 ○学校運営協議会	
6		○親子運動会 ○ふれあい運動会			○WEBQU ○学校生活アンケート ○教育相談週間	○こ小連絡会
7	○学期末の評価				○地区児童会 ○WEBQUの検討(夏季研修)	○個人面談
8						
9		○連合修学旅行			○地区児童会 ○身体測定	○授業公開 ○PTA教育講演会
10		○連合宿泊研修				○地区運動会
11		○学習発表会 ○安来市小中学校連合音楽会			○WEBQU ○学校生活アンケート ○教育相談週間	
12	○学期末の評価				○地区児童会	○保護者アンケート ○個人面談
1	○学校評価(児童・保護者評価・自己評価)	○人権集会			○身体測定	○授業公開(人権教育、性に関する指導)・学級懇談
2						○授業公開 ○新入生保護者説明会
3	○学校関係者評価の結果検証→「基本方針」の見直し	○6年生を送る会			○地区児童会	○学校運営協議会
通年		○縦割り班活動の充実 ○読書活動の充実(読み聞かせ、学校司書との連携) ○生活目標の取組 ○自治的・主体的な委員会活動、クラブ活動		○子どもを語る会(生徒指導職員会議) ○OSCの相談	○学校運営協議会委員ほか地域への授業公開、諸行事の案の授業公開、諸行事の案内	

*いじめ事案が発生した場合は、対応マニュアルを基に、共通理解を図りながら迅速に対応する。

5【未然防止・早期発見】 いじめの防止・発見

すべての児童にとって安心・安全な「居場所」ある 学校・学級づくり

児童との信頼関係の構築

一人一人を生かす授業づくり

『居場所づくり』『絆づくり』

- ・学級集団づくり
- ・縦割り班活動
- ・わかる授業づくり
- ・個別の支援
- ・長期欠席児童への対応

児童の主体的な取り組みの育成・推進

『風土づくり』

人権教育・道徳教育の取り組み

- ・人権集会(人権標語、学びの発信)
- ・人権教育授業公開

保護者・地域との連携

- ・授業公開日、懇談会、日常の情報交換
- ・PTA 研修会(講演会など)
- ・ふるさとの 人・もの・こと 人・もの・ことの活用

教職員の
人権意識

校内研修(生徒指導、特別支援、人権教育、WEBQU)
児童に関する情報交換(職員会議 他)

教職員の
児童観

一人一人が存在感を
もつことができる
学級経営

学校生活アンケートの実施
WEBQU(年2回)
教育相談週間(年2回)
相談窓口(養護教諭)の周知
学級経営のふり返し(年3回)
「心のアンケート」(毎朝)記入

個人

日常観察

- 服装・顔色・笑顔・
- 元気さ・体の不調・
- 行動

悪口・冷やかす・

学級学校

- 陰口・はやしたてる・
- 無視・物がなくなる・
- 集団から孤立
- 閉鎖的な小集团的
- 日記・生活ノート
- 他教員の情報

6 【いじめ対応】 いじめが起きたら

本人からの申し出、他児童からの情報
保護者からの訴え、地域からの情報等

1日目に対応する

学校いじめ対策組

校長教頭生徒指導主任担任養護教諭(スクールカウンセラー)

※報告は、個人ではなく、学校いじめ対策組織が受けることとする。

※情報連絡は迅速に行い、その日のうちに次の◎をする

◎被害者の気持ちに寄り添う

子どもや保護者からの訴えを真摯に傾聴
いじめられている子どもの立場に立った親身な対応
「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」決意
とメッセージを伝える。

◎加害者の気持ちも配慮する

- 気持ちを十分聴く
- いじめの行為やそのときの気持ちを受容的に聴く。(理詰めで追い詰めることは避ける)
- 気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせ、よい方向に導く

◎いじめの深度レベルを確認する

■把握したい事実関係(5W1H)

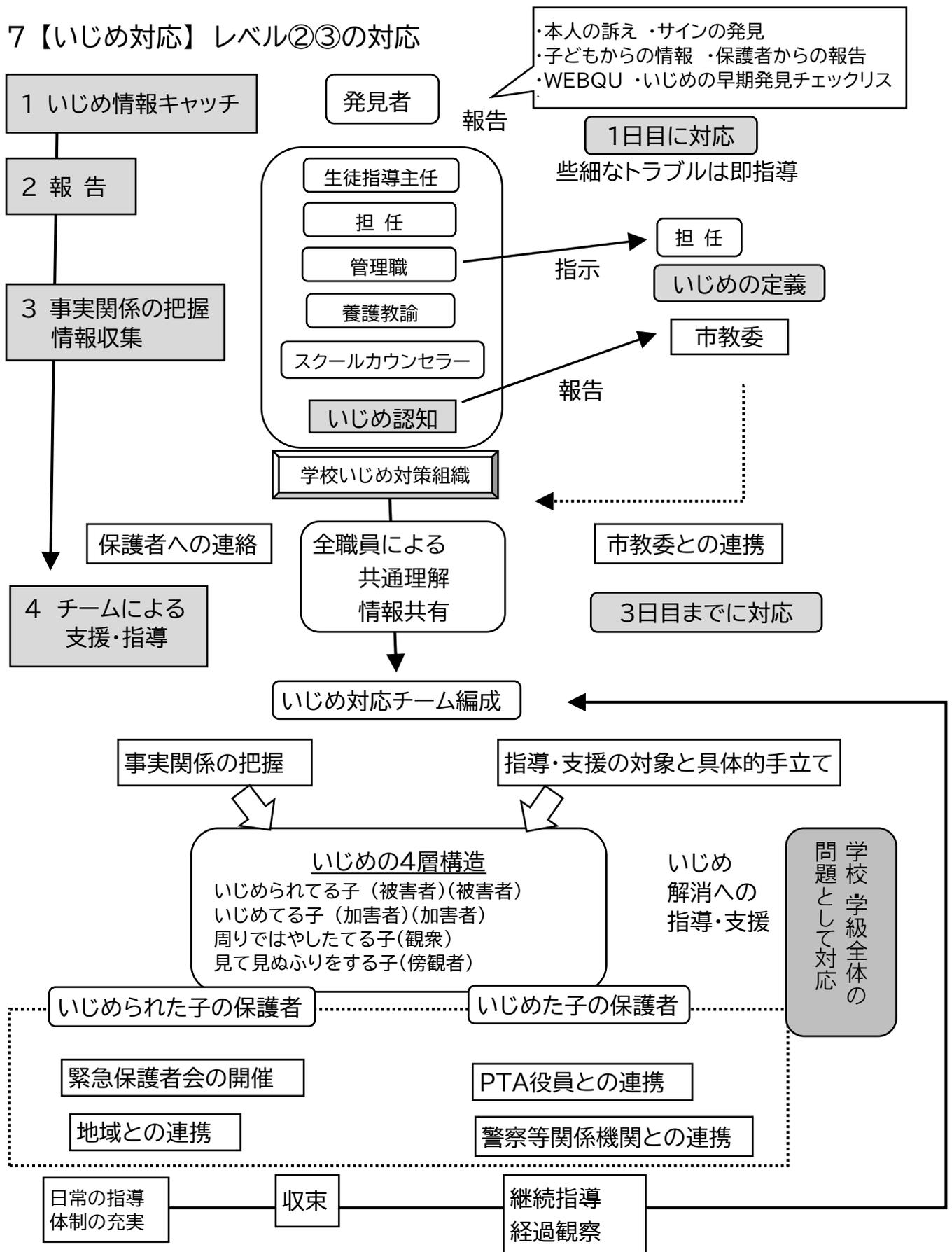
- ①いつ頃からか
- ②誰がどんな行為をしたか
- ③そのときどう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りの子ども達の様子はどう

■被害者への基本スタンス

- 先入観をもたずに聞き、勝手な解釈や批判はしない。
- 性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。
- 保健室や相談室など危機を回避できる時間・場所を提供する。
- その子との関係が良好な教師が対応する。

いじめの深度レベル		対応
レベル ①	1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等	偶発、単発、一時的、継続していない場合は、以下の対応を行う。 その場で、からかい、無視等が許されない行為であることを、毅然として指導する。
※言葉によるからかい、言葉によるいじめ、仲間外し、無視等は、インターネットを介したものも含む		
レベル ②	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外し、無視。	※教職員の何気ない一言、かすかなうなずき、黙って聞き流す等の言動、態度が、いじめを助長したり、許容したりすることがある。 ※指導のポイント ○行為をしたか、しないかの一点を明確にする。 ○クラス全員を味方につけつつ指導する。 ○市様式4での報告
レベル ③	レベル②が継続 蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害。	レベル②③の対応表に従って行動。
レベル ④	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等の重度の実害発生。いじめによる不登校。転校を保護者や本人が検討。	レベル④⑤の対応表に従って行動。
レベル ⑤	自殺を図る。万引き強要。けがを伴う暴力。恐喝、窃盗、性的悪戯、PTSD。	
※レベル②以上は、市教委へ連絡		

7【いじめ対応】レベル②③の対応



☆事態収束の判断

被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好になっている。
しかし、継続指導は必要で、再発の芽を摘むことが必要。

8 【いじめ対応】 レベル④⑤（重大ないじめ事案）の対応

重大ないじめ事案(重大事態)

